

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

【事実】

- 1 Y 株式会社（以下「Y 社」という。）は、公開会社ではない取締役会株式会社であり、種類株式発行会社ではない。また、Y 社は株券発行会社ではない。Y 社の発行可能株式総数及び発行済株式数は、平成 30 年 1 月以降、それぞれ 5 万株及び 2 万株であった。Y 社の定款の定めは、後掲する【資料】の通りである（なお、【資料】に記載されている以外に本問に関係する規定はない）。
- 2 X 株式会社（以下「X 社」という。）は Y 社の株主であり、令和 4（2022）年 5 月 1 日の時点で Y 社の株式を 4000 株保有していた。X 社は Y 社から原材料を仕入れており、相互に重要な取引先である。X 社の商号は、同年 4 月 30 日までは「X 工業株式会社」であったが、同年 5 月 1 日に「X 株式会社」と変更した。X 社の商号変更に伴い、X 社が用いる会社印の印影も、「X 工業株式会社之印」と刻まれていたもの（以下「旧印影」という。）から、「X 株式会社之印」と刻まれたもの（以下「現行印影」という。）へと変更された。ただし、X 社は会社印の印影の変更を Y 社に届け出ておらず、Y 社に登録されている X 社の印影は旧印影のままである。
- 3 Y 社は、令和 4（2022）年 6 月 28 日に令和 3 年度にかかる定時株主総会を、また令和 5（2023）年 6 月 27 日に令和 4 年度にかかる定時株主総会を、それぞれ開催した。いずれの定時株主総会においても、X 社は議決権行使の代理人として X 社の従業員 A を出席させた。いずれの定時株主総会の際も、X 社はその会日に先立って Y 社に委任状を送付していたが、それらの委任状には現行印影が押捺されていた。Y 社は届出印と委任状の印影の相違を特に問題とすることなく A による議決権行使を認めていた。
- 4 X 社は、Y 社株式を 1000 株保有している B から、海外移住資金の調達のために Y 社株式を売却したい旨の申し出を受けた。X 社は、Y 社との結びつきを強めたいと考えていたことから、B の申し出を受けることにした。そして X 社と B の交渉の結果、令和 6（2024）年 3 月 20 日、B が保有する Y 社株式の全部を X 社に対して総額 1000 万円（1 株当たり 1 万円）で売却することで合意し、同日その売買代金を決済した。なお、この 1 株あたり 1

万円という価格は、Y 社株式の価値を概ね適正に反映している点で争いはない。

5 売買代金の決済後直ちに、X 社と B は共同で Y 社定款第 8 条に定める申請書（以下「本件申請書」という。）を作成し、それぞれ記名押印した。その際、X 社は本件申請書に現行印影を押印した。本件申請書には、そのほかの点について、記載の脱漏など、申請の効力が問題となるような点は存在しない。本件申請書は、令和 6（2024）年 3 月 30 日午後に Y 社に到達した。

6 Y 社が本件申請書を精査したところ、本件申請書に押捺されている現行印影が、届出印として登録されている旧印影と相違することを発見した。そこで Y 社は令和 6（2024）年 3 月 31 日午前、X 社に電話をかけ、本件申請書の印影が届出印と相違するため Y 社定款第 10 条第 2 項に違反しており、名義書換えできない旨を伝達した。X 社は、これまで現行印影を用いても特に問題とされてこなかったことを指摘して抗議する一方、急いで旧印影を用いた株主名簿名義書換申請書の作成に取り掛かったが、B とコンタクトを取ることができず、同日中に作成することができなかった。なお X 社はその後、旧印影を用いた株主名簿名義書換申請書を提出していない。

7 ところで Y 社では、従来から使用していた原材料精製機械が老朽化しており、概ね半年後には更新のための契約を締結する必要があると見込まれていた。そこで同年 4 月 14 日に開催された Y 社取締役会において、更新に向けた資金の調達方法について協議された。その結果、全額を手持ちの現預金でまかなうことは流動性確保の点から問題がある一方、金融機関からの借入れと新株発行とでは Y 社の財務状況への影響はそれほど変わらないという点で取締役らの意見が一致した。そこで、より安定的な財務状態を実現させるため、来たる定時株主総会の際に新株発行決議案を提出することを決定した。

8 令和 6（2024）年 5 月 26 日、Y 社取締役会は同年 6 月 25 日を会日とする定時株主総会（以下「本件総会」という。）を招集することを決定した。また、本件総会の目的の 1 つとして「新株発行の件」を定めるとともに、その議案の具体的内容として C 社に対して第三者割当の方法により新たに株式 3000 株を総額 3000 万円（1 株当たり 1 万円）で発行すること、払込期日は同年 7 月 30 日とすることを定めた（以下これを「本件議案」という）。なお、招集手続について違法ないし不当な点がないことについて争いはない。

9 令和6（2024）年6月25日、本件総会が開催された。X社からは同社代表取締役であるDが出席した。受付においてDがX社の議決権の数を確認したところ、4000個である旨の回答がされた。Dは本件申請書による名義書換の申請が有効であることを主張して5000個であるはずだと抗議し、Y社担当者と押し問答になった。結局開始時間となっても解決しないまま、本件総会は開会した。

10 本件議案は本件総会に上程された。長時間の審議ののちに採決がされた結果、出席議決権14500個のうち賛成10000個、反対4500個（X社の議決権4000個を含む。）となった。これを受けて本件総会の議長は本件議案が可決されたことを宣言した（以下これを「本件決議」という）。なお、Bが保有していた株式にかかる議決権1000個は欠席として扱われていた。

11 令和2（2020）年7月1日、X社は本件決議について株主総会決議取消しの訴えを提起するとともに、本件決議に基づく新株発行（以下これを「本件新株発行」という。）について、手続きに違法な点があるとして差止めの仮処分を求める申立てを行った（なおX社は、本件新株発行が著しく不公正な方法によるものである旨の主張はしていない）。

〔設問〕

本件新株発行にX社が主張するような差止事由はあるか。

【資料】

Y株式会社定款

（株式の譲渡制限）

第7条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

②前項の規定にかかわらず、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

(株主名簿記載事項の記載等の請求方法)

第 8 条 当会社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載し又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載され若しくは記録された者又はその一般承継人と当該株式の取得者が記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法令で定める場合には、株式の取得者が単独で申請することを妨げない。

(株主が届け出るべき事項、届出印の使用)

第 10 条 当会社の株主及び登録質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらの事項を変更した場合も同様とする。

②前項に定める者が当会社に対して法令、この定款又はこの定款に基づく規程により書面を提出する場合には、前項により届け出た印鑑を押印しなければならない。

(株主総会の議決権の基準日)

第 22 条 当会社は、毎年 3 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(議決権の代理行使)

第 25 条 株主は、株主総会において代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を作成し、当会社に提出しなければならない。

②前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとする。ただし、株主が法人である場合には、その従業員が代理人となることを妨げない。

以上